

令和6年3月22日

宍粟市議会議長 浅田 雅昭 様

発議者

宍粟市議会議員	大畑 利明
宍粟市議会議員	津田 晃伸
宍粟市議会議員	飯田 吉則



第15号議案 令和6年度宍粟市病院事業特別会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び宍粟市議会会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

第15号議案令和6年度宍粟市病院事業特別会計予算に対する修正案

令和6年度宍粟市病院事業特別会計予算の一部を次のように修正する。

第2条中「153,884千円」を「26,674千円」に、改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に不足する額154,792千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,118千円並びに過年度分損益勘定留保資金138,674千円で補てんする。)

		<u>収 入</u>
第1款	資本的収入	277,466千円
第1項	企業債	50,000千円
第2項	他会計出資金	201,580千円
第3項	補助金	25,485千円
第4項	長期貸付金返済	400千円
第5項	寄附金	1千円
		<u>支 出</u>
第1款	資本的支出	432,258千円
第1項	建設改良費	76,675千円
第2項	企業債償還金	338,983千円
第3項	長期貸付金	16,600千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械 器具整備	50,000	証書借入	年利3.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
合計	50,000			

令和6年度宍粟市病院事業特別会計予算 修正に関する説明書

収 入

款・項	目	本年度予定額	前年度予定額	増減	節		説明
					区分	金額	
1, 資本的収入		277,466	598,296	△ 320,830			
		404,676	598,296	△ 193,620			
1 企業債		50,000	368,400	△ 318,400			
		177,200	368,400	△ 191,200			
	1 企業債	50,000	368,400	△ 318,400	1 企業債	50,000	
		177,200	368,400	△ 191,200		177,200	新病院整備事業
3 補助金		25,485	24,043	1,442			
		25,495	24,043	1,452			
	3 補助金	25,485	24,043	1,442	1 補助金	25,485	
		25,495	24,043	1,452		25,495	新病院整備に要する経費

支 出

款・項	目	本年度予定額	前年度予定額	増減	節		説明
					区分	金額	
1, 資本的支出		432,258	768,878	△ 336,620			
		559,468	768,878	△ 187,410			
1 建設改良費		26,674	335,284	△ 308,610			
		153,884	335,284	△ 181,400			
	3 新病院整備事業費	26,674	335,284	△ 308,610		0	
		153,884	335,284	△ 181,400	8 委託料	127,210	基本・実施・造成設計業務等